平成２１年（フ）第６７４号
奈良県桜井市生田103番７、住民票上の住所奈良県吉野郡東吉野村大字中黒346番地の１
債務者　今阪　嘉博
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸城　杏奈
４　破産債権の届出期間　平成22年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
北海道苫小牧市永福町２丁目10番５号　山本ハイツ１階左
債務者　北島　克泰
１　決定年月日時　平成22年４月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　賢一
４　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第８６号
静岡市駿河区桃園町19番４号　下川原団地４号棟404号、旧住所静岡市駿河区高松2963番地の１　ラフォーレ・ビラ高松508号
債務者　奥野　照雄
１　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
４　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月８日午後２時10分
６　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７号
静岡市駿河区桃園町19番４号　下川原団地４号棟404号、旧住所静岡市駿河区高松2963番地の１　ラフォーレ・ビラ高松508号
債務者　奥野ひさ子
１　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
４　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月８日午後２時10分
６　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６７号
さいたま市南区関２丁目５番11号
債務者　作田　龍夫
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾崎　　康
４　破産債権の届出期間　平成22年５月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月29日午後３時
６　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
埼玉県鴻巣市箕田45番地５
債務者　大橋　　浩
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井　雄一
４　破産債権の届出期間　平成22年５月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月６日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４６号
静岡県富士宮市山宮９番地の15　オレンジハウスＢ―105、前住所静岡県富士宮市舟久保町26番地の２　雇用促進住宅２号棟208号
債務者　加藤　光正
１　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長橋　　順
４　破産債権の届出期間　平成22年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月23日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５８２３号
埼玉県八潮市緑町２丁目15―16
債務者　黒崎喜与志
１　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飛田　　博
４　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月８日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８２６号
東京都江戸川区篠崎町１―281―１―201、住民票上の住所東京都大田区羽田５丁目26―11
債務者　西野　泰成
１　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　嶋田　貴文
４　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月８日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８２７号
東京都江戸川区篠崎町１―281―１―201、住民票上の住所東京都大田区羽田５丁目26―11
債務者　西野　洋子
１　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　嶋田　貴文
４　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月８日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３６２号
神奈川県茅ヶ崎市松尾６―72
債務者　加藤　義直
１　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　茂
４　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月13日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８３３号
東京都西東京市泉町５丁目７―22
債務者　川島　裕二
１　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野崎　　修
４　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月15日午後２時
６　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４号
名古屋市港区宝神３丁目1301―501、住民票上の住所兵庫県明石市明南町１丁目11―20
債務者　山本　和文
１　決定年月日時　平成22年４月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三道　政弥
４　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月８日午前11時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４８７号
京都市右京区梅津中倉町43番地１　らんざんＳＰＯＴ　Ａ301号室、前住所京都市西京区松尾東ノ口町105番地
債務者　清水　薫吾
１　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　治一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係